

資料提供

2025 年 9 月 25 日(木)

照会先:保健医療部 疾病対策課 感染症対策室
疫学グループ

担 当:室長補佐 大芦 隆広

連絡先:029-301-3233(内線:3280)

伝染性紅斑（リンゴ病）の流行警報の解除について

本県における 2025 年第 38 週(9 月 15 日～9 月 21 日)の小児科定点当たりの患者報告数が流行警報の終息基準値である 1 を下回り、0.97（前週は 1.08）となったため、2025 年 9 月 24 日（木）に発令した「伝染性紅斑（リンゴ病）の流行警報」を解除しましたので、お知らせいたします。

■伝染性紅斑（リンゴ病）の流行情報

【感染症流行情報（週報）】（県内）

<https://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/eiken/idwr/weekly/index.html>

【感染症発生動向調査速報ダウンロード2025年】（全国）

<https://id-info.jihs.go.jp/surveillance/idwr/index.html>

《各保健所管内の流行状況》

値は速報値です。今後数値に若干の変更が生じる場合があります。

保健所	定点数	調査期間：R7. 9. 15～9. 21（第38週）	
		患者数	定点当たりの患者報告数※
中央	2	1	0.50
ひたちなか	5	6	1.20
日立	3	1	0.33
潮来	3	4	1.33
竜ヶ崎	6	1	0.17
土浦	3	4	1.33
つくば	5	7	1.40
筑西	4	4	1.00
古河	3	2	0.67
水戸市	4	7	1.75
県全体	38	37	0.97

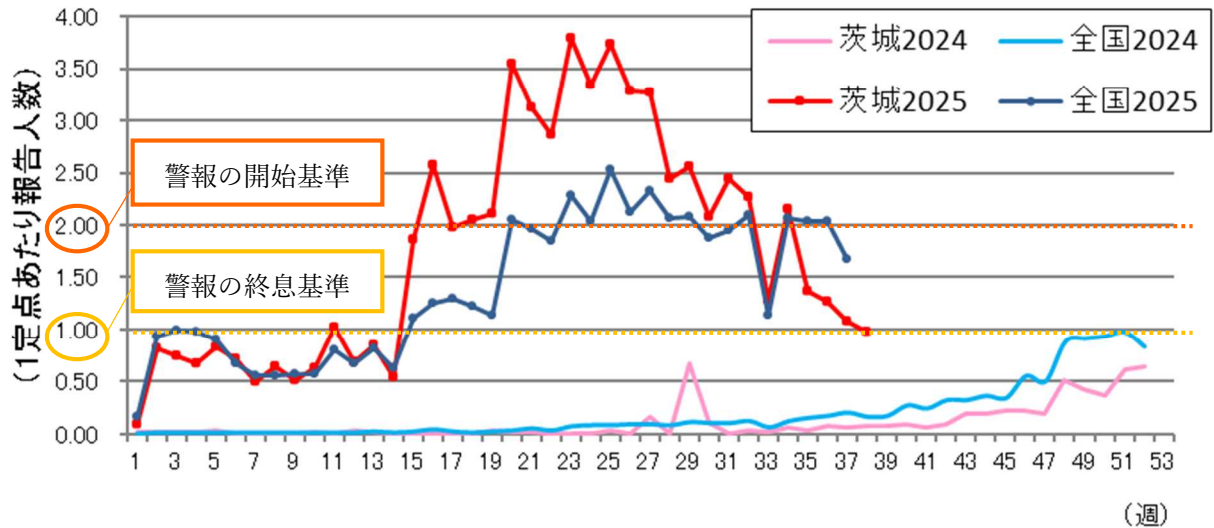
※ 小児科定点当たりの患者報告数は、1 定点当たり 1 週間の平均患者数

伝染性紅斑の
定点当たりの患者報告数 = $\frac{\text{小児科定点において 1 週間に伝染性紅斑と診断した患者数}}{\text{小児科定点数 (県内に 38 医療機関 [2025 年 9 月 25 日時点])}}$

伝染性紅斑の流行に関する警報について

警報レベル：1 週間の定点当たりの患者報告数が 2 以上で開始。
大きな流行の発生・継続が疑われることを示します。
警報の解除は終息基準値 1 を下回ったときになります。

小児科定点当たりの伝染性紅斑の患者数



備考 ～伝染性紅斑について～

両頬に赤い発しん（紅斑）が出ることから「リンゴ病」とも呼ばれ、小児に多い感染症です。

- ・ 感染経路：感染した人の咳のしぶき（飛まつ）を吸い込むことによる感染（飛まつ感染）や、感染者と接触したりすることによる感染（接触感染）です。
- ・ 症 状：約10～20日の潜伏期間の後、微熱やかぜの症状などがみられ、その後、両頬に蝶の羽のような境界鮮明な赤い発しん（紅斑）が現れます。続いて、体や手・足に網目状やレース状の発しんが広がりますが、これらの発しんは1週間程度で消失します。これまで伝染性紅斑に感染したことのない女性が妊娠中に感染した場合、胎児にも感染し、胎児水腫などの重篤な状態や、流産のリスクとなる可能性があります。
- ・ 予 防 法：予防するワクチンや薬はありません。
こまめな手洗いや、せきやくしゃみをする時には口と鼻をハンカチ等でおおうなどの「咳エチケット」を心がけることが大切です。